

令和5年度

山梨県水防計画

山梨県

令和5年度山梨県水防計画目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 安全配慮	5
第2章 水防組織	
第1節 県の水防組織	6
第2節 水防管理団体の水防組織	7
第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会	7
第3章 重要水防区域	
第1節 国土交通省管理重要水防区域	7
第2節 県管理重要水防区域	7
第4章 予報及び警報	
第1節 気象庁が行う予報及び警報	8
第2節 洪水予報河川における洪水予報	12
第3節 水位周知河川における水位到達情報	19
第4節 水防警報	27
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
第1節 水位の観測、通報及び公表	37
第2節 雨量の観測、通報及び公表	38
第3節 河川のカメラ監視及び公表	38
第6章 気象予報等の情報収集	
第1節 気象情報	39
第2節 雨量・河川水位情報	39
第3節 カメラ画像情報	39
第4節 土砂災害関係情報	40
第7章 ダム・水門等及びその操作	
第1節 河川区間のダム・水門	41
第2節 操作の連絡	41
第3節 連絡系統	42
第4節 農業用取水堰及び水門等の操作	42
第8章 通信連絡	
第1節 水防本部の通信連絡	42
第2節 水防管理団体の通信連絡	42
第3節 放送局通信施設の利用を必要とするもの	48
第4節 国土交通省機関の通信施設	48
第5節 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの電報及び緊急扱いの電報」の取り扱い	49
第9章 水防施設及び輸送	
第1節 水防倉庫及び資器材	50
第2節 輸送の確保	51
第10章 水防活動	
第1節 県の水防非常配備	51
第2節 水防管理団体の水防非常配備	53
第3節 巡視及び警戒	54
第4節 水防作業	55
第5節 緊急通行	55
第6節 警戒区域の指定	55
第7節 避難のための立退き	55

第8節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	56
第9節	水防非常配備の解除	57
第11章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	57
第2節	水防標識	58
第3節	身分証票	58
第12章	協力応援	
第1節	河川管理者の協力及び援助	59
第2節	隣接県との協力及び相互協定	59
第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	60
第4節	警察官の出動要請	60
第5節	自衛隊の派遣要請	60
第6節	国（河川事務所、地方气象台）との連携	60
第7節	企業（地元建設業等）との連携	60
第13章	費用負担と公用負担	
第1節	費用負担	61
第2節	公用負担	61
第3節	災害補償	62
第14章	水防報告	
第1節	水防記録	63
第2節	水防報告	63
第15章	水防訓練	
第1節	県の水防訓練	66
第2節	指定水防管理団体の水防訓練	66
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第1節	洪水対応	66
第17章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	72
第2節	水防協力団体の業務	72
第3節	水防協力団体と水防団等の連携	72
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	72
第18章	水防管理団体の水防計画	
第1節	水防管理団体の水防計画	73
第2節	水防計画の公表	73
第3節	水防協議会の設置	73
第4節	水防管理団体の水防計画作成要領	73
	－附表－	
第1表	各建設事務所水防支部組織表	74
第2表	水防管理団体及びその組織表	78
第3表-1	重要水防区域の重要度の評定基準(国土交通省)	93
第3表-2	直轄重要水防区域一覧表(国土交通省)	94
第4表-1	重要水防区域の重要度の評定基準(山梨県)	135
第4表-2	重要水防区域一覧表(山梨県)	136
	(第5表-1 直轄重要水防区域図(国土交通省))	(426)
	(第5表-2 重要水防区域並びに雨量水位水防倉庫図(山梨県))	(432)
第6表	土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所(土石流)一覧表	149
第7表	注意報・警報・特別警報の基準	190
第8表	洪水予報区域図	196
第9表	洪水予報文(富士川・笛吹川)	197
第10表	洪水予報文(荒川・塩川)	202

第11表	氾濫危険情報	206
第12表	避難判断水位到達情報用紙(様式)(県)	207
第13表	水防警報区域図	209
第14表	水防警報受報用紙(様式)(直轄)	211
第15表	水防警報受報用紙(様式)(県)	212
第16表	水位観測地点一覧	214
第17表	山梨県総合河川情報システム観測局位置図	218
第18表	雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表	219
第19表-1	雨量観測所一覧表(県所管)	221
第19表-2	雨量観測所一覧表(県管理以外の雨量観測所)	223
第19表-3	甲府地方気象台観測施設一覧表	224
第20表	カメラ設置地点一覧	225
第21表	ダム調査表	226
第22表-1	広瀬ダム操作規則・細則	227
第22表-2	琴川ダム操作規則・細則	242
第22表-3	西山ダム操作規程	252
第22表-4	雨畑ダム操作規程	262
第22表-5	柿元ダム操作規程	274
第22表-6	荒川ダム操作規則・細則	287
第22表-7	大門ダム操作規則・細則	298
第22表-8	塩川ダム操作規則・細則	310
第22表-9	深城ダム操作規則・細則	322
第22表-10	河口湖水門及びびうそぶき水門操作規則・細則	333
第23表	農業用取水堰及び水門一覧表	343
第24表-1	山梨県警察超短波無線電話系統図	357
第24表-2	警察無線局一覧(非常通報受付局)	358
第24表-3	国土交通省無線局一覧(非常通報受付局)	359
第24表-4	全国(国土交通省・総務省)非常時多重無線局一覧(非常通報受付局)	360
第24表-5	県防災行政無線局一覧(非常通報受付局)	360
第24表-6	消防本部無線局一覧(非常通報受付局)	362
第24表-7	東日本電信電話株式会社無線局一覧(非常通報受付局)	365
第24表-8	NHK無線局一覧(非常通報受付局)	365
第24表-9	東京電力(山梨総支社)無線局一覧(非常通報受付局)	365
第24表-10	東京電力(甲府事業所)無線局一覧(非常通報受付局)	365
第24表-11	日赤無線局一覧(非常通報受付局)	366
第24表-12	山梨放送無線局一覧(非常通報受付局)	366
第24表-13	テレビ山梨無線局一覧(非常通報受付局)	366
第24表-14	富士急行無線局一覧(非常通報受付局)	366
第24表-15	東京ガス無線局一覧(非常通報受付局)	366
第25表	非常事態に関する非常通話及び非常電報の取扱いについて	367
第26表	水防倉庫一覧表	369
第27表	県輸送車及び作業車の配置状況	378
第28表	異常気象時における道路通行規制区間及び基準	381
第29表	水防工法	385
第30表	避難のための立退き	395
第31表-1	静岡県との協定	412
第31表-2	神奈川県との協定	414
第32表	協定書	423
第5表-1	直轄重要水防区域図(国土交通省)	426
第5表-2	重要水防区域並びに雨量水位水防倉庫図(山梨県)	432

—附録—

1	水防法	440
2	山梨県防災会議水防部会委員名簿	472
3	山梨県防災会議水防部会運営要綱	473

令和5年度山梨県水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減すること目的とするものである。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(19) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示
(法第16条第1項、第3項及び第4項)
- (13) 水防信号の指定(法第20条)
- (14) 避難のための立退きの指示(法第29条)
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置(法第5条)
- (2) 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- (3) 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- (4) 水位の通報(法第12条第1項)
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)
- (7) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)
- (8) 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)
- (11) 警戒区域の設定(法第21条)
- (12) 警察官の援助の要求(法第22条)
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)

- (16)避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (17)水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (18)（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (19)（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- (20)水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (21)水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- (22)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23)水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (24)消防事務との調整（法第 50 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知
（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項及び第 15 条第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知
（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第4節 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

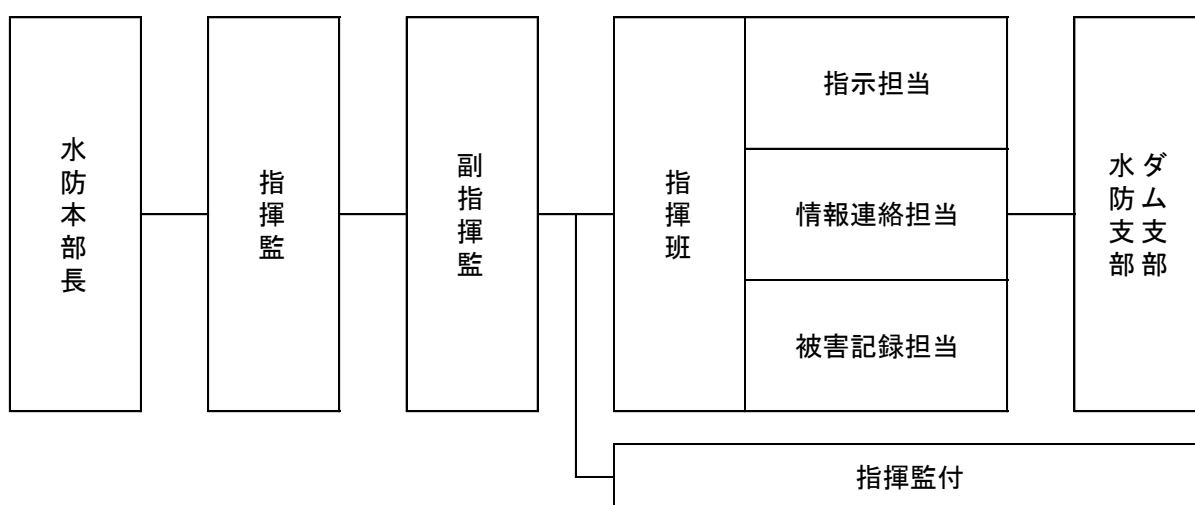
第2章 水防組織

第1節 県の水防組織

県は、台風の接近や前線の停滞などにより洪水等のおそれがあると認められるときから、そのおそれなくなるときまで、山梨県水防本部（以下「水防本部」という。）、水防支部及びダム支部（以下「水防支部等」という。）を設置し、次の組織で水防事務を処理する。水防支部等の具体的な組織については、**附表第1表**のとおりである。

ただし、山梨県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織系統



水防本部長

指揮監

副指揮監

指揮班 班長

副班長

指揮監付

知事

県土整備部長

県土整備部理事 県土整備部技監

治水課長

砂防課長

県土整備部次長 県土整備部総括技術審査監

県土整備総務課長 景観づくり推進室長 建設業対策室長

用地課長 技術管理課長 道路整備課長 高速道路推進課長

道路管理課長 都市計画課長 下水道室長 建築住宅課長

住宅対策室長 営繕課長 新環状道路建設事務所長

流域下水道事務所長

各建設事務所長

各ダム管理事務所長

水防支部長

ダム支部長

2 分担事務等

(1) 水防本部

ア 水防本部長は、水防本部の水防事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 指揮監は、水防本部長の命を受け、水防事務の統括及び調整を行う。

ウ 副指揮監は、指揮監を補佐する。指揮監に事故があるときは、副指揮監がその職務を代理する。

エ 指揮監付は、事態の推移に伴い、指揮監が必要と判断した水防事務を行う。

オ 指揮班は、指揮監および副指揮監の命を受け、指揮班長及び副指揮班長の指導の下、次表のとおり水防事務を処理する。

担当所属	担当	役割
治水課 砂防課	指示担当	1. 水防業務全般に係る状況把握及び指示に関すること 2. 水防本部要員の決定並びに召集に関すること
	情報連絡担当	1. 気象、雨量、水位情報等の収集、記録及び連絡に関すること 2. 直轄及び県管理河川に係る洪水予報等の受信及び連絡に関すること 3. 県管理ダムの放流の記録及び連絡に関すること 4. 土砂災害警戒情報に関すること
	被害記録担当	1. 被害状況、水防活動状況等の情報の収集に関すること 2. 部内全体の公共土木施設の被害情報の収集及び取りまとめに関すること 3. 被害情報等の関係機関への伝達に関すること

(2) 水防支部等

- ア 各水防支部等の構成及び分担事務は、所管地域及び各支部の特性を考慮して、各水防支部等の長が定め、水防本部長に報告する。
- イ 水防支部等は、必要に応じ、水防本部の指示・連絡等を受け、水防事務を処理する。

第2節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。県下の水防管理団体と、その組織は附表第2表のとおりである。

第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」について、取組を推進するものとする。

第3章 重要水防区域

第1節 国土交通省管理重要水防区域

国土交通省管理河川における重要水防区域の評定基準は、附表第3表-1のとおりであり、県内の設定区域は附表第3表-2及び附表第5表-1のとおりである。

第2節 県管理重要水防区域

- 1 県管理河川における重要水防区域の評定基準は、附表第4表-1のとおりであり、県内の設定区域は附表第4表-2及び附表第5表-2のとおりである。
- 2 県管理河川における土石流発生に伴う警戒箇所は附表第6表のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表もしくは伝達する注意報及び警報

甲府地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次の一覧表のとおりである。なお、各市町村別の基準は、**附表第7表**のとおりである。

特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

府県予報区		山梨県				
一次細分区域		中・西部			東部・富士五湖	
市町村等をまとめた地域		中北地域	峡東地域	峡南地域	東部	富士五湖
発表基準	特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく高まったときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 区域内の市町村で 附表第7表 （1）の基準に到達することが予想された場合。			
	警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 区域内の市町村で 附表第7表 （2）の基準に到達することが予想された場合。			
		洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 区域内の市町村で 附表第7表 （3）の基準に到達することが予想された場合。			
	注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 区域内の市町村で 附表第7表 （4）の基準に到達することが予想された場合。			
		洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 区域内の市町村で 附表第7表 （5）の基準に到達することが予想された場合。			

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

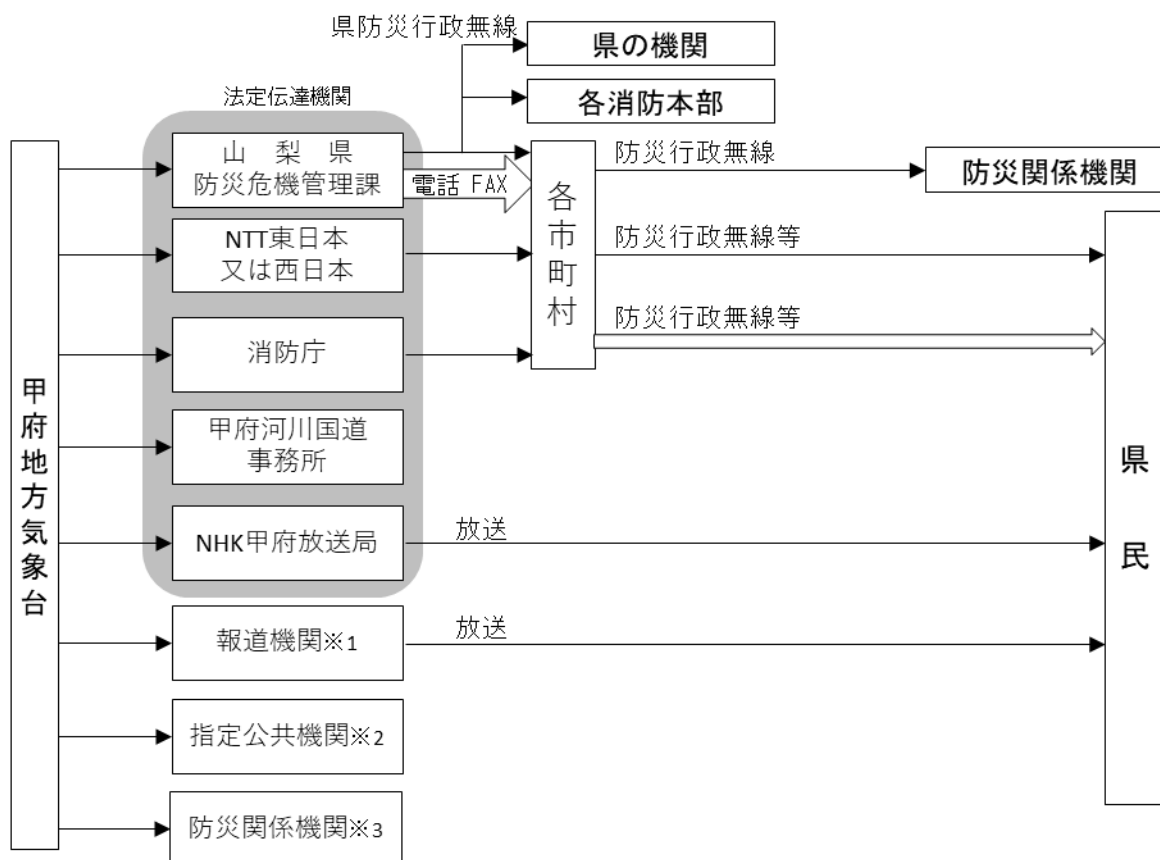
種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

3 注意報・警報・特別警報の切替・解除

注意報・警報・特別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・特別警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報・特別警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切り替えられる。

4 警報等の伝達経路及び手段

(1) 甲府地方気象台の伝達



(注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT 東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。

(注2) ⇄は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。

(注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。

(注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。

(※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、日本ネットワークサービス

(※2) 指定公共機関は、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社

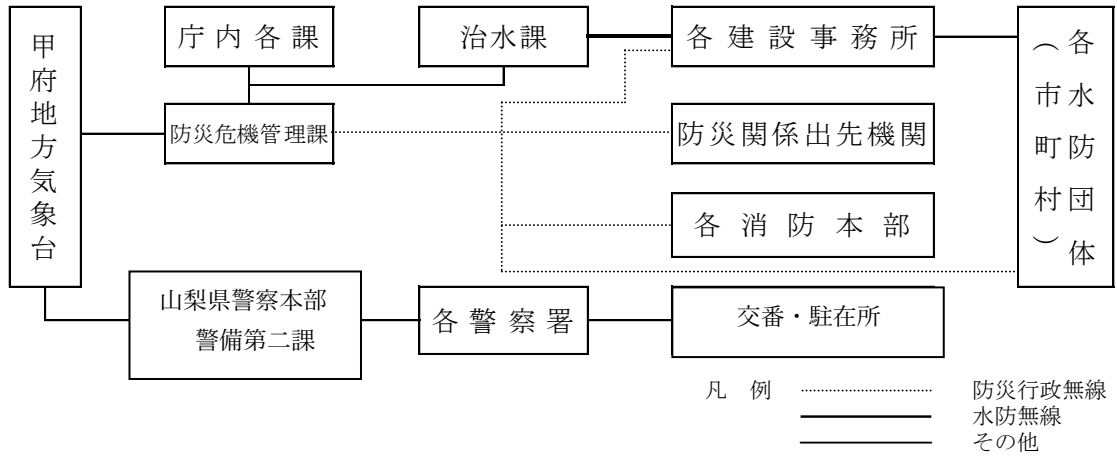
(※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1 特科隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

(2) NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類：気象警報、洪水警報



(3) 県の伝達



第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

山梨県知事（以下「知事」という）は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は「氾濫発生情報（氾濫水の子報）」※	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※ ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報※、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区間に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度が高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上

で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。
注3：*は国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

予報区域名	河川名	区域
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無河原218番169地先 武田橋上流端から海まで
笛吹川	笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先岩手橋上流端から富士川への合流点まで

※洪水予報区域図については附表第8表のとおりである。

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

予報区域名	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
富士川 (釜無川を含む)	富士川 (釜無川を含む)	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20
		清水端	3.00	3.40	6.50	7.20
		南部	2.50	3.80	4.20	4.90
笛吹川	笛吹川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
富士川(釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

(4) 洪水予報の発表形式

発表形式は、附表第9表のとおり。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

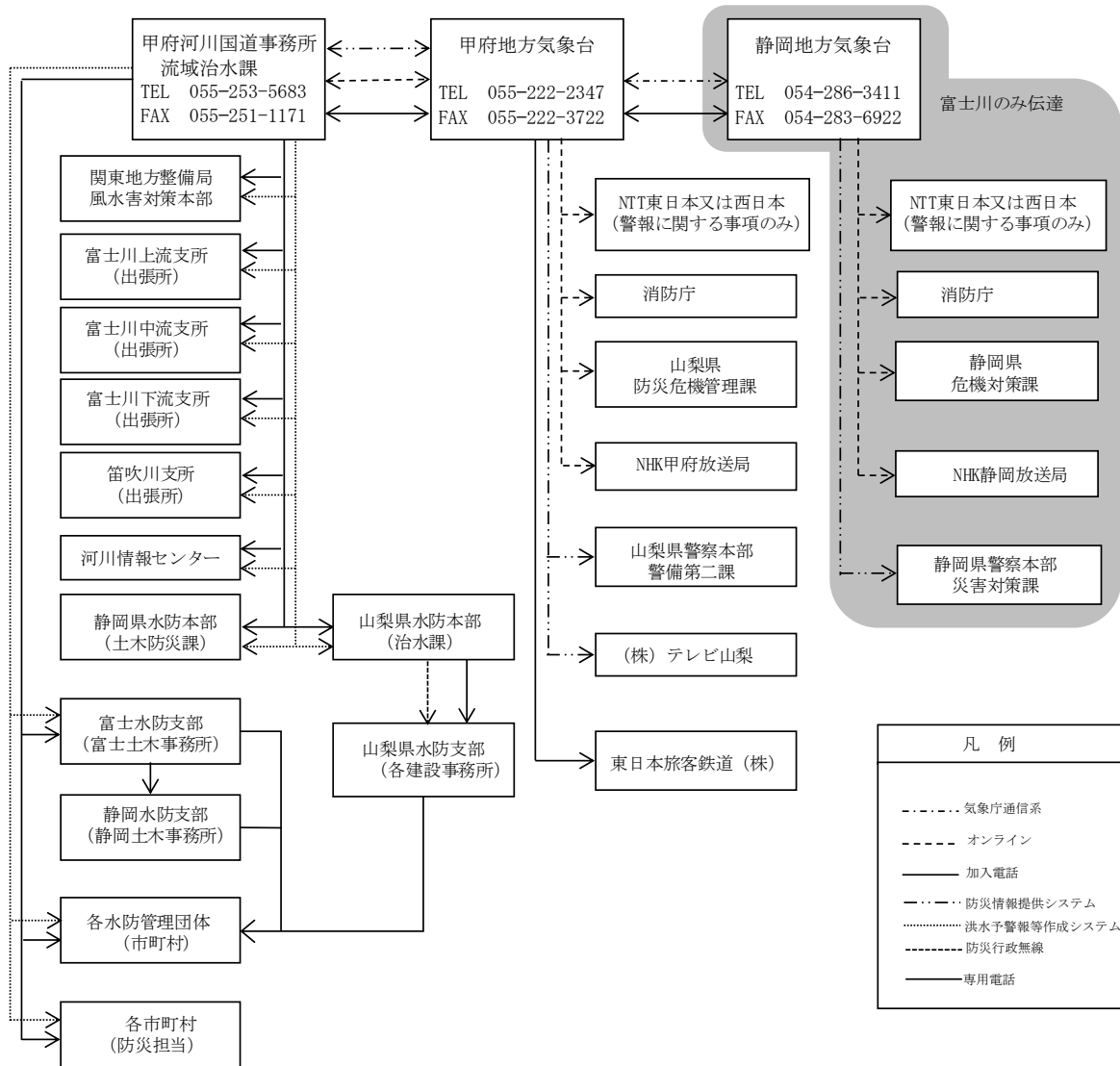


図-1 山梨県水防支部(各建設事務所)から水防管理団体への周知系統図



3 県と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

予報区域名	河川名	区域
荒川	荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目46番地先から笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流点まで
塩川	塩川	左岸 山梨県北杜市明野町上手字下反保278番-1地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢5577番-1地先まで 右岸 山梨県韮崎市中田町小田川字八ツ倉923番4地先から山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先まで

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

予報区域名	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00
塩川	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50

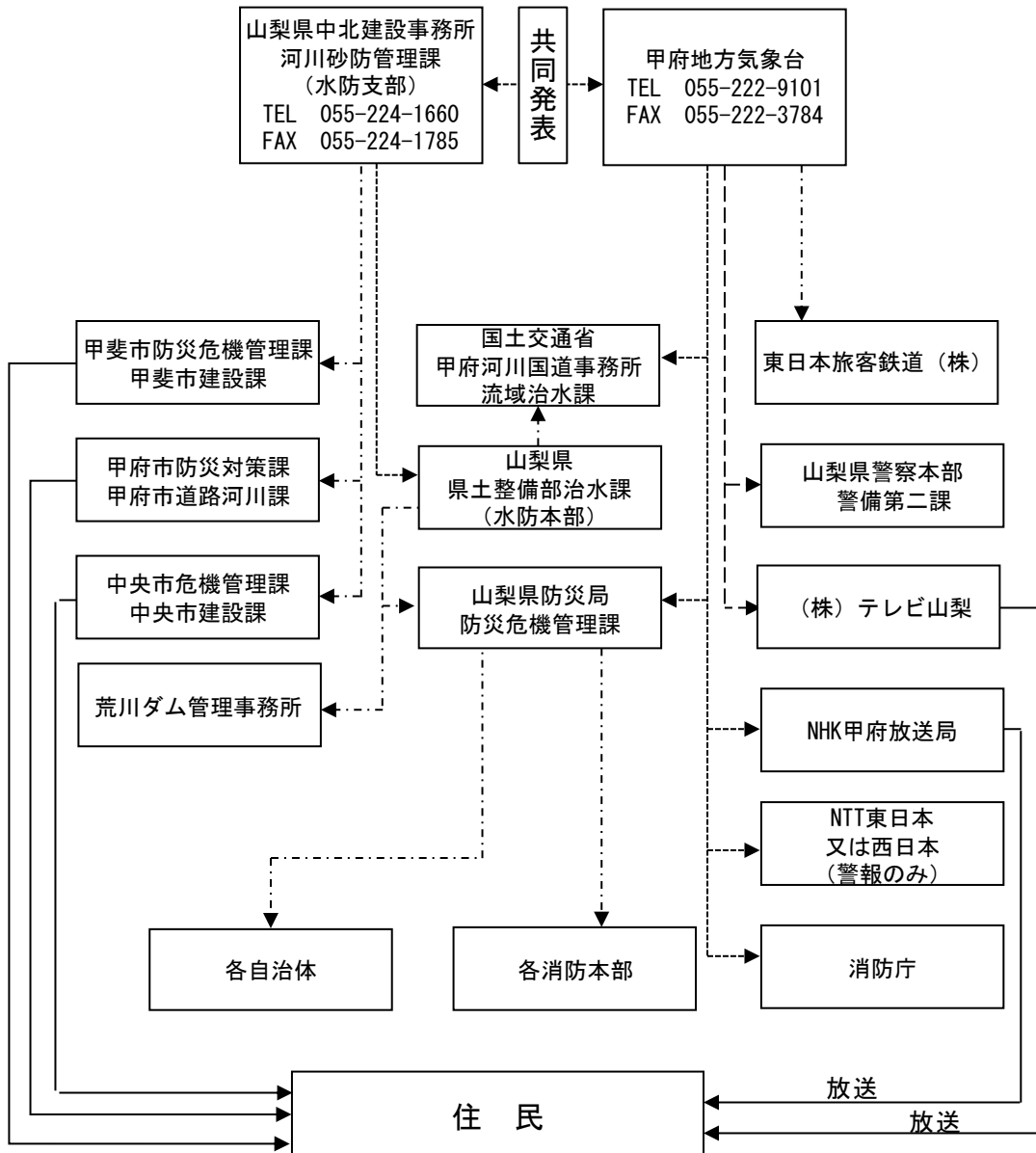
(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
荒 川	山梨県中北建設事務所、甲府地方気象台
塩 川	山梨県中北建設事務所峡北支所、甲府地方気象台

(4) 洪水予報の発表形式

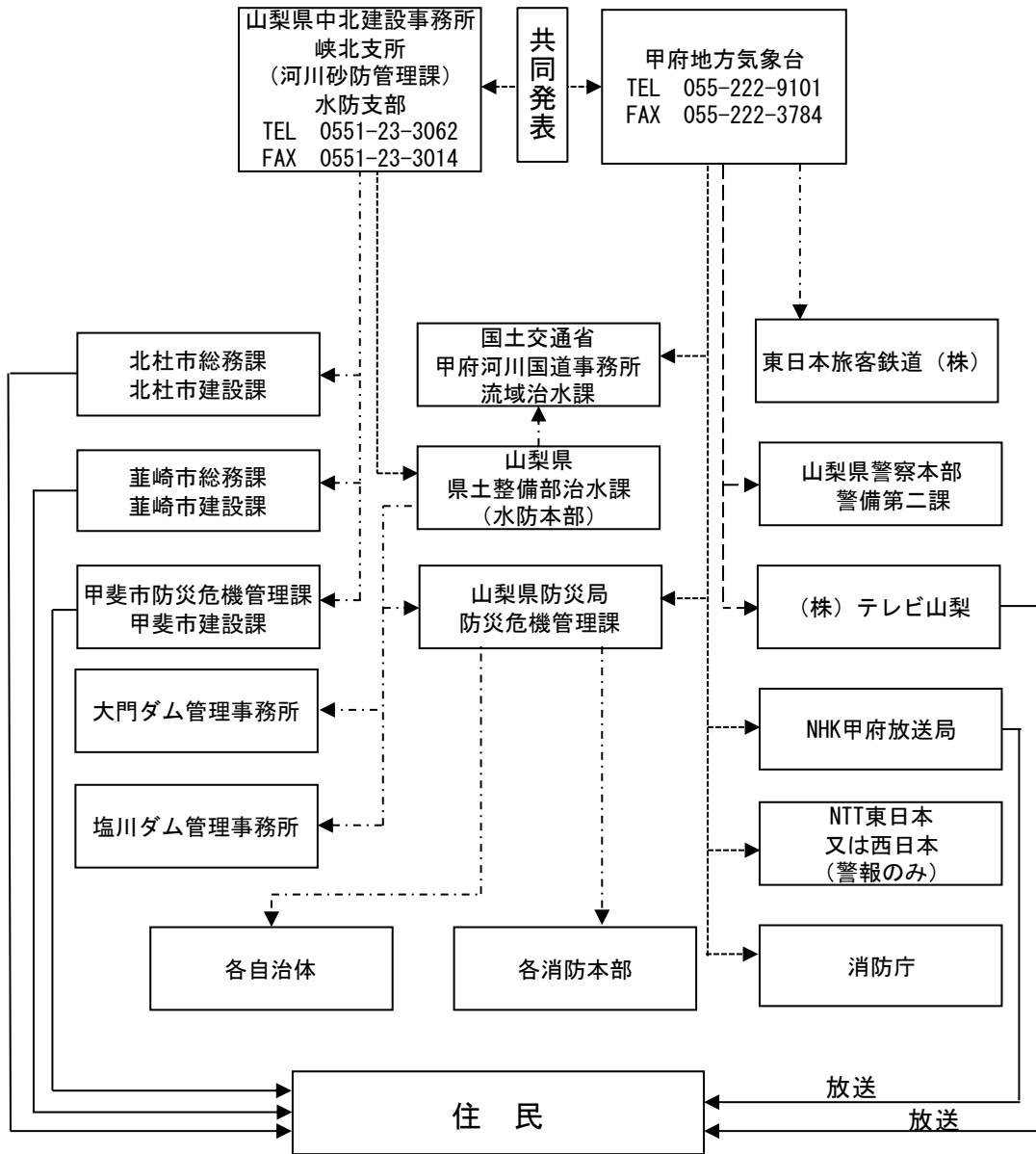
発表形式は、**附表第10表**のとおり。

<荒川>



凡 例	
——▶	防災行政無線
-----▶	オンライン
.....▶	電話・FAX
- - - - -▶	防災情報提供システム

<塩川>



凡 例	
——▶	防災行政無線
- - - -▶	オンライン
⋯⋯▶	電話・FAX
⋯⋯▶	防災情報提供システム

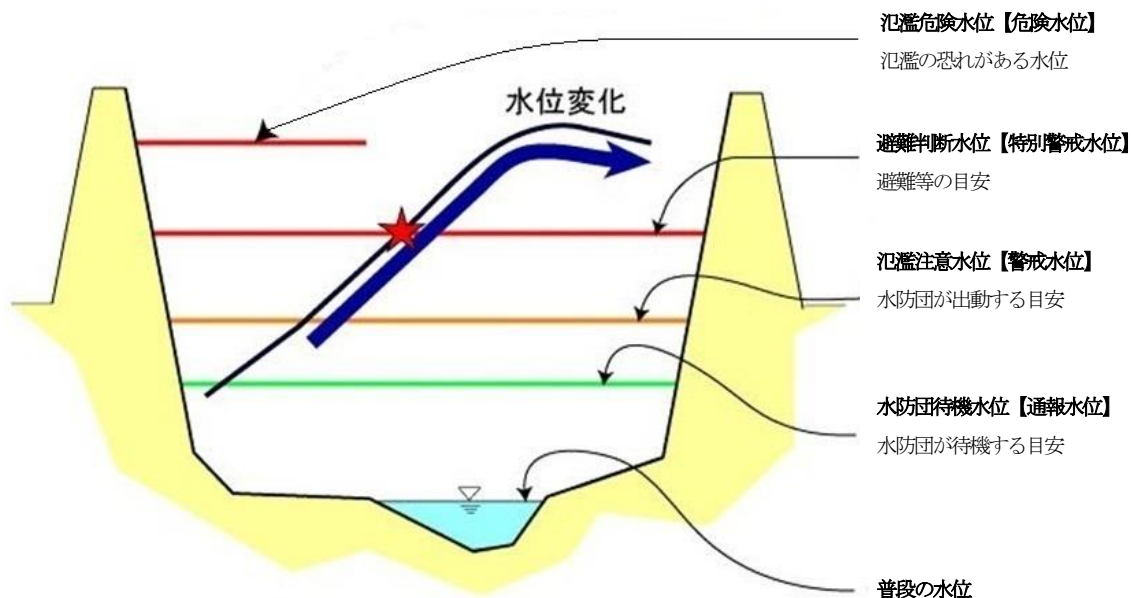
第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位等に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

なお、知事が指定した河川については、当面の間、避難等の判断基準となる洪水特別警戒水位を、従前の避難判断水位とする。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村長に通知するものとする。



2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 同県韮崎市本町四丁目地先塩川橋から幹川合流点まで
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	(7.60)	7.80
御勅使川	堀切	(1.30)	(1.80)	2.00
重川	重川	(1.80)	1.90	2.20
日川	日川	(2.40)	4.20	4.70
早川	早川	(-0.20)	3.50	4.37

注) 氾濫注意水位 (通報水位) の () 内の数字は、水防警報発令の参考値である。

(3) 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、**附表第11表**のとおり

(4) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図

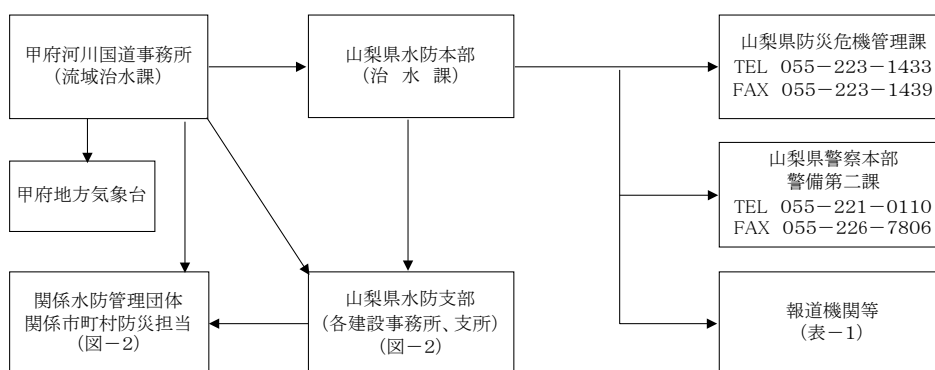
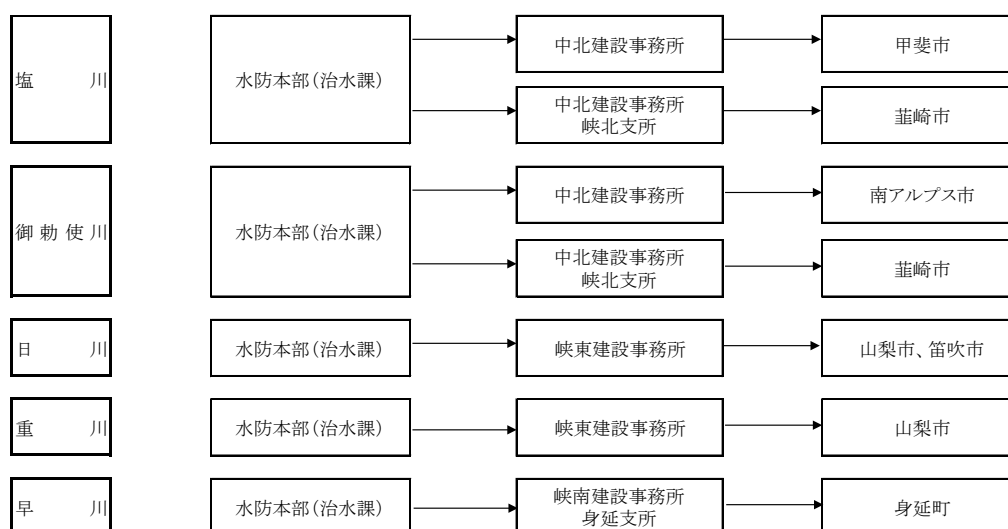


図-2 富士川水系塩川、御勅使川、日川、重川、早川の氾濫危険水位の水防本部の県から水防管理者等への通知及び周知系統図



※ 関係水防管理者及び関係市町村へ伝達先は、第8章 第2節「水防管理団体連絡先一覧」を参照

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	日本ネットワークサービス	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

3 県が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区域
富士川	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
	境川	左岸 笛吹市境川町藤袋885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで
	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の3地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで
	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の1地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプス市六科字北新田448番の1地先御勅使川橋まで

	重川	左岸 甲州市塩山上粟生野字長田 1 1 6 9 番地先新千野橋から山梨市歌田字北河原 1 1 7 9 番の 2 地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市下石森字雲林 5 8 4 番の 5 地先重川橋まで
	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字狐原 8 4 3 番の 1 地先新祝橋から笛吹市一宮町田中宇山之神 1 3 3 番の 3 地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所 2 5 2 0 番の 1 0 地先新祝橋から山梨市一町田中宇前田 9 1 番の 2 地先日川橋まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 6 3 番地先から中央市今福字大角 6 8 7 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 5 5 番の 6 地先から中央市今福字大角 6 8 7 番の 1 地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原 3 8 9 番の 3 地先から甲府市上石田二丁目 2 7 6 5 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前 1 5 番地先から甲府市上石田二丁目 8 4 9 番の 1 地先まで
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居 5 9 0 番の 1 地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田 3 4 0 番の 2 0 地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾 5 7 6 5 番の 3 地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地 8 3 5 番の 8 地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中宇梁尻 1 4 6 5 番 1 地先から上野原市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中宇梁尻 1 4 6 5 番 2 地先から上野原市鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向 4 9 0 7 番 5 地先から富士吉田市富士見六丁目 5 9 4 4 番 1 地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石 4 9 1 9 番 2 地先から富士吉田市下吉田東四丁目 4 6 9 1 番 1 地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村 6 6 0 番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷 1 7 5 番 2 地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜 7 6 3 番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷 1 7 3 番 2 地先まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位
富士川	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30

		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60
		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70
	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80

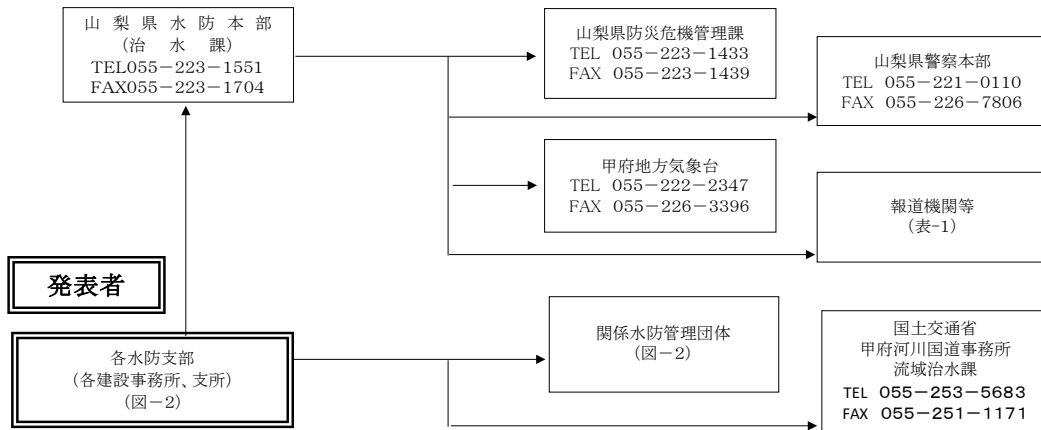
(3) 水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、富士川水系は附表第12表、相模川水系は附表第12表-1のとおり

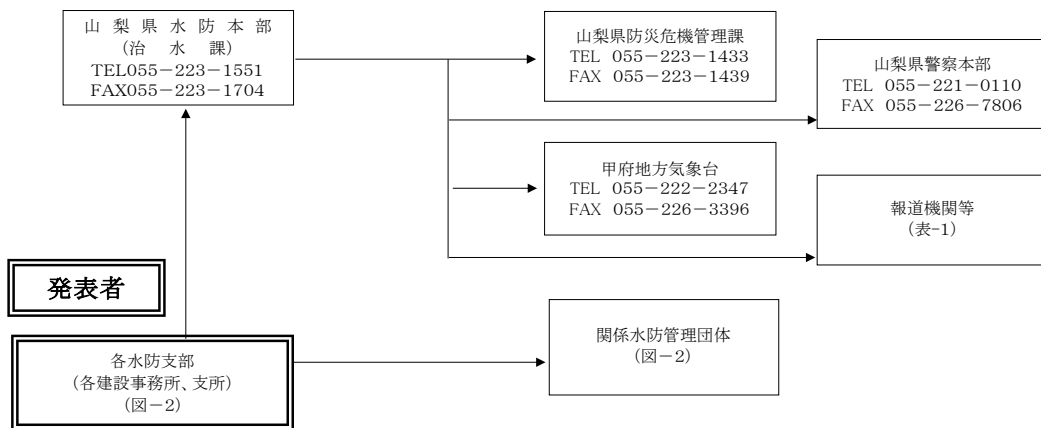
(4) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合



図一2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先 ※	市町間の連絡(必要に応じて)
相 川	中北建設事務所	甲府市	
濁 川	中北建設事務所	甲府市	
平 等 川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、 山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝 戸 川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境 川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪 川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市、富士川町間で相互に出水状況伝達
滝 沢 川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、 富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦 川	峡南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
釜 無 川	峡北支所	北杜市、韭崎市	北杜市と韭崎市間で相互に出水状況伝達
御 勅 使 川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	韭崎市、南アルプス市	韭崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重 川	峡東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日 川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌 田 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貢 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸 川	峡南建設事務所	富士川町	
桂 川 (桂川強瀬)	富士・東部建設事務所	上野原市、大月市	上野原市と大月市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (城南橋)	富士・東部建設事務所	大月市、都留市	大月市と都留市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (深山橋)	富士・東部建設事務所	都留市	
	富士・東部建設事務所 吉田支所	西桂町、富士吉田市、 忍野村、山中湖村	西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村間で相互に出水状況伝達
宮 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市	
新 名 庄 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	忍野村	

※ 関係水防管理者及び関係市町村へ伝達先は、第8章 第2節「水防管理団体連絡先一覧」を参照

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	日本ネットワークサービス	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 国土交通省の行う水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 山梨県で行う水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの。	状況により必要と認めるとき。

3 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

○富士川水系

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市韮崎町水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで 右岸 同県同市神山町大字鍋山字釜無河原218番169地先武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 同県韮崎市本町四丁目3125番地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで
支 川 笛 吹 川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで 右岸 同県同市大字東字御堂淵453番地先岩手橋から幹川合流点まで
小支川 重 川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
小支川 日 川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
支 川 早 川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

※水防警報区域図については附表第13表のとおりである。

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

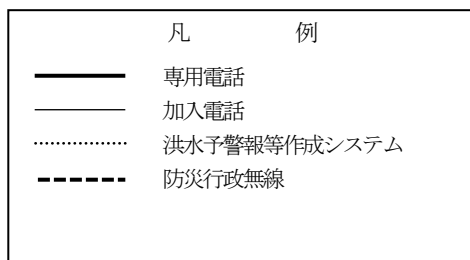
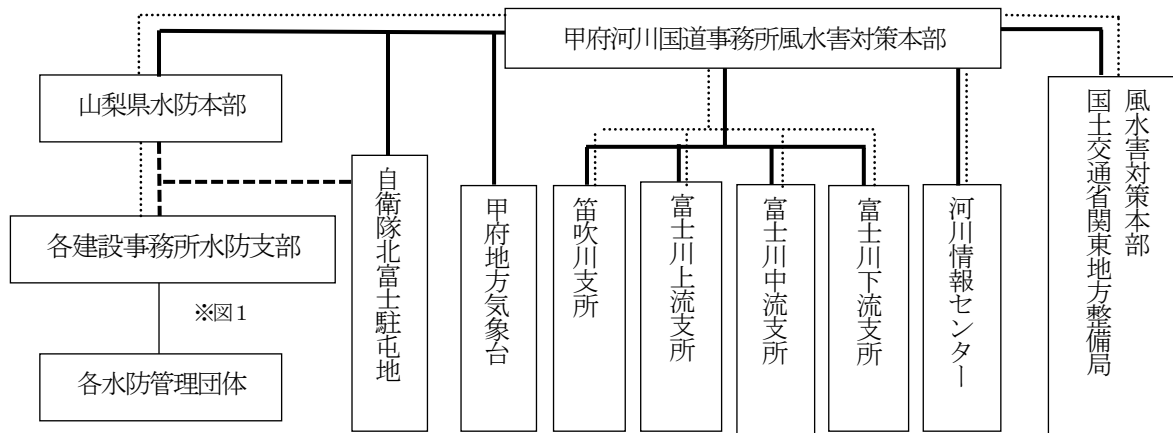
河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
笛吹川 重川 日川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30	4.14
笛吹川 濁川	桃林橋	1.80	2.50			6.63
釜無川 塩川 御勅使川	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20	3.29
釜無川	浅原橋	4.30	4.60			5.95
富士川	清水端	3.00	3.40	6.50	7.20	10.65
富士川 早川	南部	2.50	3.80	4.20	4.90	8.18

(3) 水防警報の発表形式

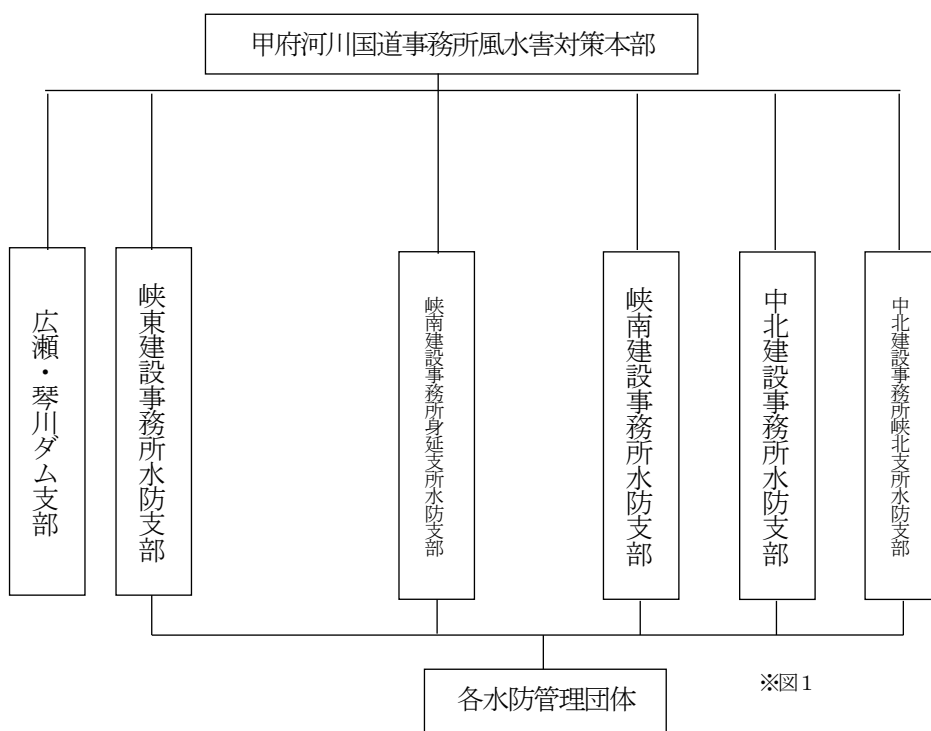
発表形式は、附表第14表のとおり。

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

ア 水防警報連絡系統図（基本形）



イ 水防警報連絡系統図（協力形）



※図1

図-1 山梨県水防支部(各建設事務所)から水防管理団体への周知系統図

対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体
笛吹川 重川 日川	石和	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市
笛吹川 濁川	桃林橋	中北建設事務所	甲府市、中央市
		峡南建設事務所	市川三郷町
釜無川 塩川 御勅使川	船山橋	中北建設事務所	甲斐市、南アルプス市
		中北建設事務所峡北支所	韮崎市
釜無川	浅原橋	中北建設事務所	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町
富士川	清水端	峡南建設事務所	富士川町、市川三郷町、身延町
富士川 早川	南部	峡南建設事務所	身延町
		峡南建設事務所身延支所	南部町

4 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水系	河川名	区域
富士川	荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛匂88番の1地先金石橋から笛吹川合流点まで
	塩川	左岸 北杜市明野町上神取1666番の1地先から甲斐市宇津谷字滝沢5577番の1地先まで 右岸 北杜市須玉町東向1068番の1地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで
	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
	境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで
	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の3地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで
	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の1地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプス市六

		科字北新田448番の1地先御勅使川橋まで
	重川	左岸 甲州市塩山上栗生野字長田1169番地先新千野橋から山梨市歌田字北河原1179番の2地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市下石森字雲林584番の5地先重川橋まで
	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字狐原843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町田中字山之神133番の3地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市一町田中字前田91番の2地先日川橋まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番2地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市上吉田字下り山堀向4907番5地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字立石4919番2地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

水系	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
富士川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70

	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30	2.80
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60	4.40
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	4.60
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10	2.70
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90
戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	3.40	
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	4.20
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	4.00
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	3.00
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	3.00
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	2.60

(3) 水防警報の発表形式

発表形式は、富士川水系は附表第15表、相模川水系は附表第15表-1のとおり。

(4) 水防警報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図

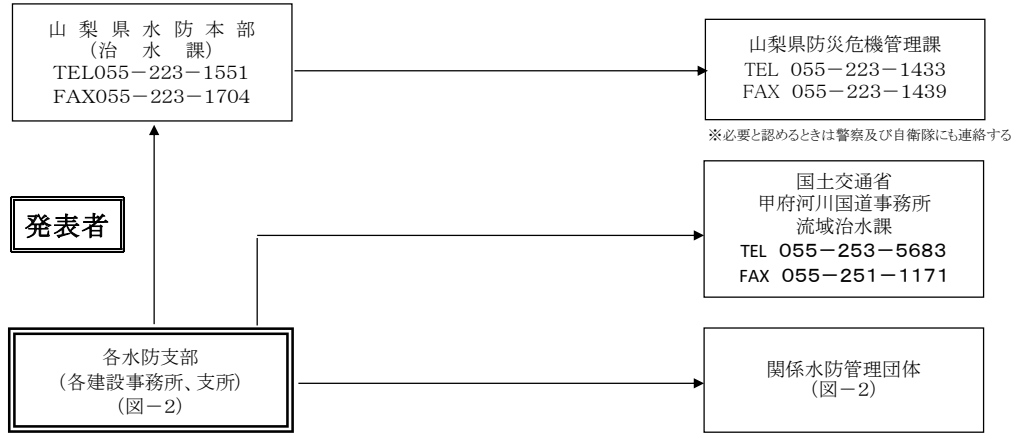


図-1-1 相模川水系各河川の水防警報連絡系統図

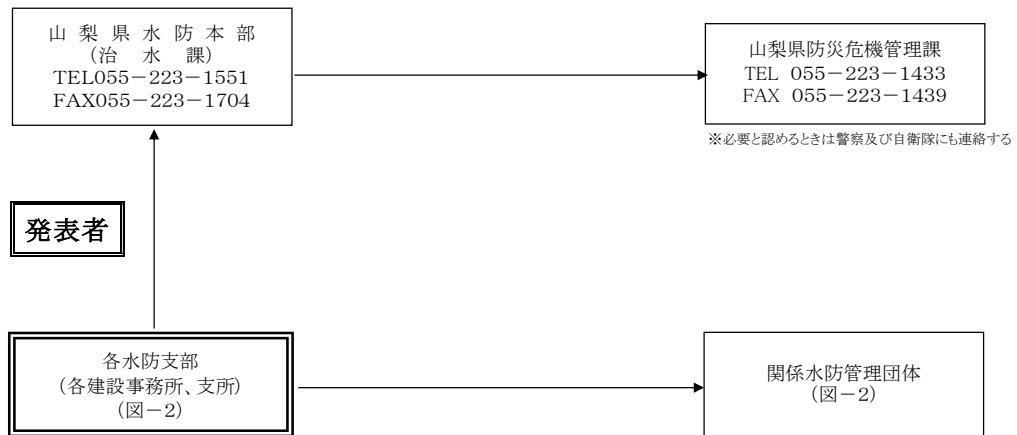
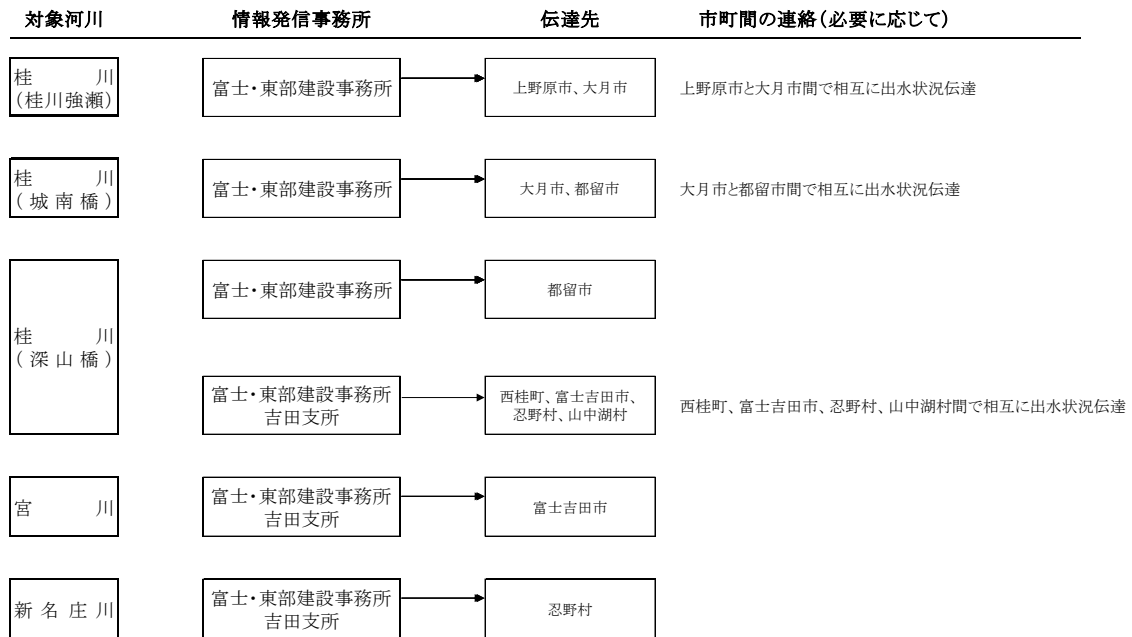


図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市	甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達
相川	中北建設事務所	甲府市	
濁川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、 山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、 富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦川	峡南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
釜無川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
御勅使川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重川	峡東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌田川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貢川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸川	峡南建設事務所	富士川町	

図-2-1 相模川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測地点

県内の水位観測地点は、県管理の水位観測所が 62 箇所あるほか、国土交通省管理の水位観測所が 11 箇所ある。

また、洪水時の観測に特化し、大雨で水位が上昇した際に観測を開始する危機管理型（簡易型）水位計を設置している。

詳細は、[附表第 16-1 表](#)及び[附表第 17 表](#)のとおりである。

2 水位の通報

水防法第12条により、都道府県知事は量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるとき、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防管理団体等の関係者に通報しなければならない。その連絡は[附表第18表](#)をもって行う。

なお、水防警報河川においては、水防団待機水位及び氾濫注意水位超過の通報については、水防警報（[附表第15表](#)、[附表第15表-1](#)）をもって代えることができるものとする。

また、洪水予報河川及び水位周知河川においては、下記のタイミングで所管建設事務所（支所）長が該当市町村長に直接電話で河川水位の情報提供を行う（ホットライン）。

- ① 洪水予報河川は、洪水予報（氾濫警戒情報）を発表（[附表第10表](#)）するとき
 - 1) 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - 2) 避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位への到達が見込まれるとき
 - 3) 避難判断水位の到達前の段階で、氾濫危険水位への到達が見込まれるとき
- ② 水位周知河川は、水位情報を通知（[附表第12表](#)、[附表第12表-1](#)）するとき
 - 1) 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

3 水位の公表

県管理の水位観測所の水位状況は、次の方法で水位状況を公表するものとする。
山梨県総合河川情報システム (<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>)

国土交通省管理の水位観測所の水位状況は、次の方法で水位状況を公表するものとする。
富士川水系情報提供システム (<http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/>)

危機管理型（簡易型）水位計の水位状況は、次の方法で水位状況を公表するものとする。
川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)

4 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第2節 雨量の観測、通報及び公表

1 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が77箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が15箇所、気象庁管理の雨量観測所が13箇所ある。

詳細は、[附表第19表-1、2](#)及び[附表第17表](#)のとおりである。

2 雨量観測資料の甲府地方気象台への通報要領

(1) 雨量観測所

イ 県管理の雨量観測所は[附表第19表-1](#)のとおりである。

ロ 県以外の機関所管の雨量観測所は[附表第19表-2](#)のとおりである。

なお、その降雨量を知るためにはその所管官署、所管者に問合せを行なうものとする。

(2) 雨量観測資料の甲府地方気象台への通報要領

県水防本部はオンラインにより県所管の雨量観測所における雨量観測値を随時甲府地方気象台に通報するものとする。

3 甲府地方気象台の雨量通報要領

甲府地方気象台は次の雨量観測資料及び予測資料等を、オンラインにより随時県水防本部へ通報するものとする。

イ 管轄する観測地点における雨量観測値 ([附表第19-3表](#)の地点)

ロ 降水量解析値

(イ) 10分間降水量解析値(解析雨量速報値)

(ロ) 1時間降水量解析値(解析雨量)

ハ 降水量予測値

(イ) ナウキャスト10分間降水量予測値

(ロ) 1時間降水量予測値(降水短時間予報)

4 雨量の公表

県管理の雨量観測所の雨量状況は、次の方法で雨量状況を公表するものとする。

山梨県総合河川情報システム (<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>)

第3節 河川のカメラ監視及び公表

1 河川監視カメラ設置箇所

県内の河川監視カメラは、県管理のカメラと国土交通省管理のカメラがある。詳細は、[附表第20表](#)のとおりである。

2 カメラ画像の公表

県管理の河川監視カメラの画像情報は、次の方法で公表するものとする。

川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)

国土交通省管理の河川監視カメラの画像情報は、次の方法で公表するものとする。

かわカメラ (https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/kawa_camera/index.htm)

川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

第1節 気象情報

気象庁

- ・気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=190000&lang=ja

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/35.56/138.685/&elem=temp&contents=amedas&interval=60>

- ・雨雲の動き

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:8/lat:35.619349/lon:138.630981/colordepth:normal/elements:hrpns&slmcs>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:10/lat:35.562953/lon:138.684540/colordepth:normal>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:10/lat:35.551781/lon:138.658447/colordepth:normal>

第2節 雨量・河川水位情報

国土交通省

- ・富士川水系情報提供システム

【PC版】 <http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/>

- ・川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・川の水位情報

<https://k.river.go.jp/>

山梨県

- ・総合河川情報システム

<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

第3節 カメラ画像情報

国土交通省

- ・かわカメラ

https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/kawa_camera/index.htm

- ・川の水位情報

<https://k.river.go.jp/>

山梨県

- ・川の水位情報

<https://k.river.go.jp/>

第4節 土砂災害関係情報

山梨県

- ・土砂災害警戒情報システム

<http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/>

- ・土砂災害警戒区域等マップ

<http://www.sabomap.jp/yamanashi/>

第7章 ダム・水門等及びその操作

ダム、水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、各ダムの規格等については、**附表第21表**のとおりである。

第1節 河川区間のダム・水門

水防上重大な関係を有するダム及び水門の操作については次表のとおりである。

河川名	名称	位置	管理者	操作の基準
笛吹川	広瀬ダム	左岸 山梨市三富川浦字広瀬 右岸 山梨市三富上釜口字篠平	山梨県	広瀬ダム操作規則(附表第22表-1)により操作する。
琴川	琴川ダム	左岸 山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈 右岸 〃	山梨県	琴川ダム操作規則(附表第22表-2)により操作する。
早川	西山ダム	左岸 早川町大字奈良田字下草里 右岸 早川町大字奈良田字嵐山	山梨県 公営企業 管理者	西山ダム操作規程(附表第22表-3)により操作する。
雨畑川	雨畑ダム	左岸 早川町大字雨畑字ハゲタ山 右岸 早川町大字雨畑字胡桃草里	日本 軽金属㈱	雨畑ダム操作規程(附表第22表-4)により操作する。
佐野川	柿元ダム	左岸 南都町大字下佐野字家の向 右岸 南都町大字下佐野字柿元	日本 軽金属㈱	柿元ダム操作規程(附表第22表-5)により操作する。
荒川	荒川ダム	左岸 甲府市川窪町字浦の山 右岸 甲府市高町字麦の尻	山梨県	荒川ダム操作規則(附表第22表-6)により操作する。
大門川	大門ダム	左岸 北杜市須玉町上津金 右岸 北杜市高根町清里月の木	山梨県	大門ダム操作規則(附表第22表-7)により操作する。
塩川	塩川ダム	左岸 北杜市須玉町比志 右岸 〃	山梨県	塩川ダム操作規則(附表第22表-8)により操作する。
葛野川	深城ダム	左岸 大月市七保町瀬戸 右岸 〃	山梨県	深城ダム操作規則(附表第22表-9)により操作する。
河口湖	河口湖水門	富士河口湖町大字浅川字高石	山梨県	河口湖水門及びうそぶき水門操作規則(附表第22表-10)により操作する。
河口湖	うそぶき水門	富士河口湖町大字浅川字片浜	東京電力 ホールディングス㈱	同上

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第3節 連絡系統

各施設で定められた連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第4節 農業用取水堰及び水門等の操作

水防管理者はその区域内における農業用取水堰及び水門を把握し、その管理者に適切な操作を行なわせ水害の軽減、防止に努めるものとする。

農業用取水堰および水門の一覧表は附表第23表のとおりである。

第8章 通信連絡

第1節 水防本部の通信連絡

水防時に必要とする連絡のため電話電報等の通信を要する主なる系統は、次に掲げる連絡系統図及び水防連絡通信網図によるものとする。

なお、水防上緊急を要する通信については、概ね下記によるほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送及びテレビ山梨放送により連絡するものとする。

第1連絡	県防災行政無線	第6連絡	電	報						
第2連絡	N T T 電話	第7連絡	自	動	車	鉄	道			
第3連絡	警	察	電	話	第8連絡	自	転	車		
第4連絡	警	察	超	短	波	無	線	第9連絡	徒	歩
第5連絡	J R 専用電話									

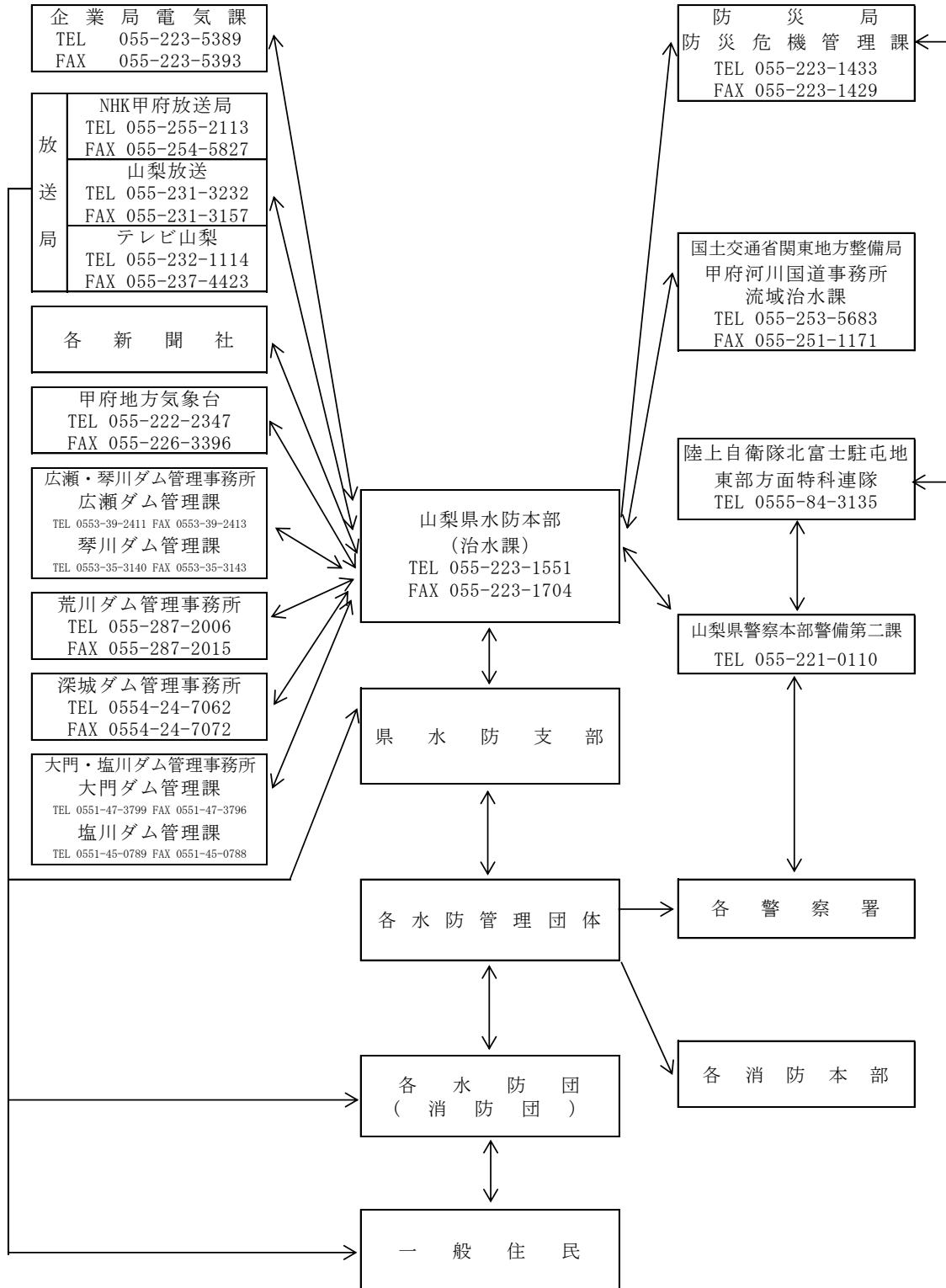
- (注) 1 近距離連絡確保のため水防中心発着点、資材の備蓄場、水防作業現場等には伝令を配置する。
2 各種無線一覧は附表第24表-1～15のとおりである。

第2節 水防管理団体の通信連絡

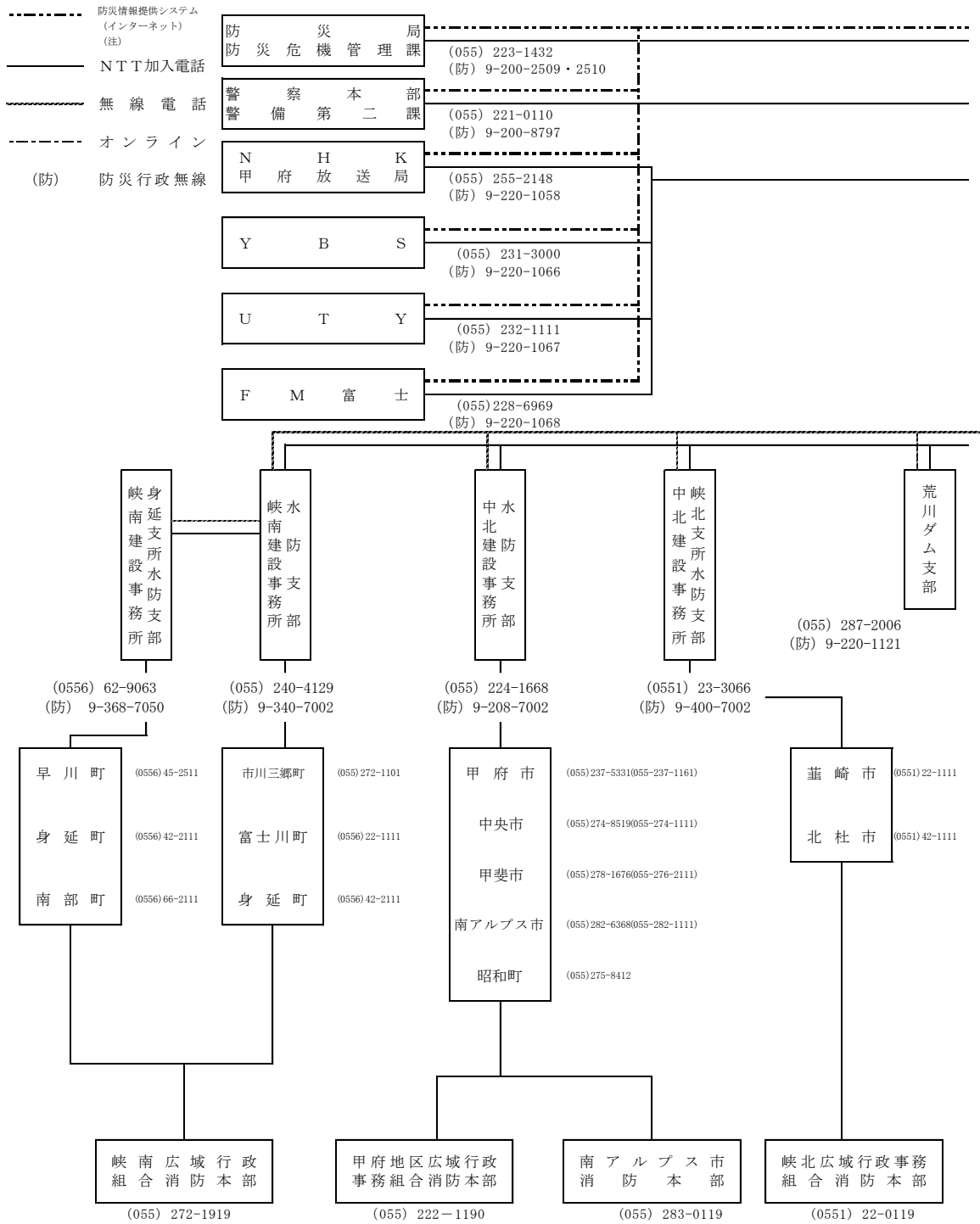
水防管理団体は迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は水防団体及び消防機関等との連絡のため、NTT 加入電話（所有者）または有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておくものとする。

連絡系統図

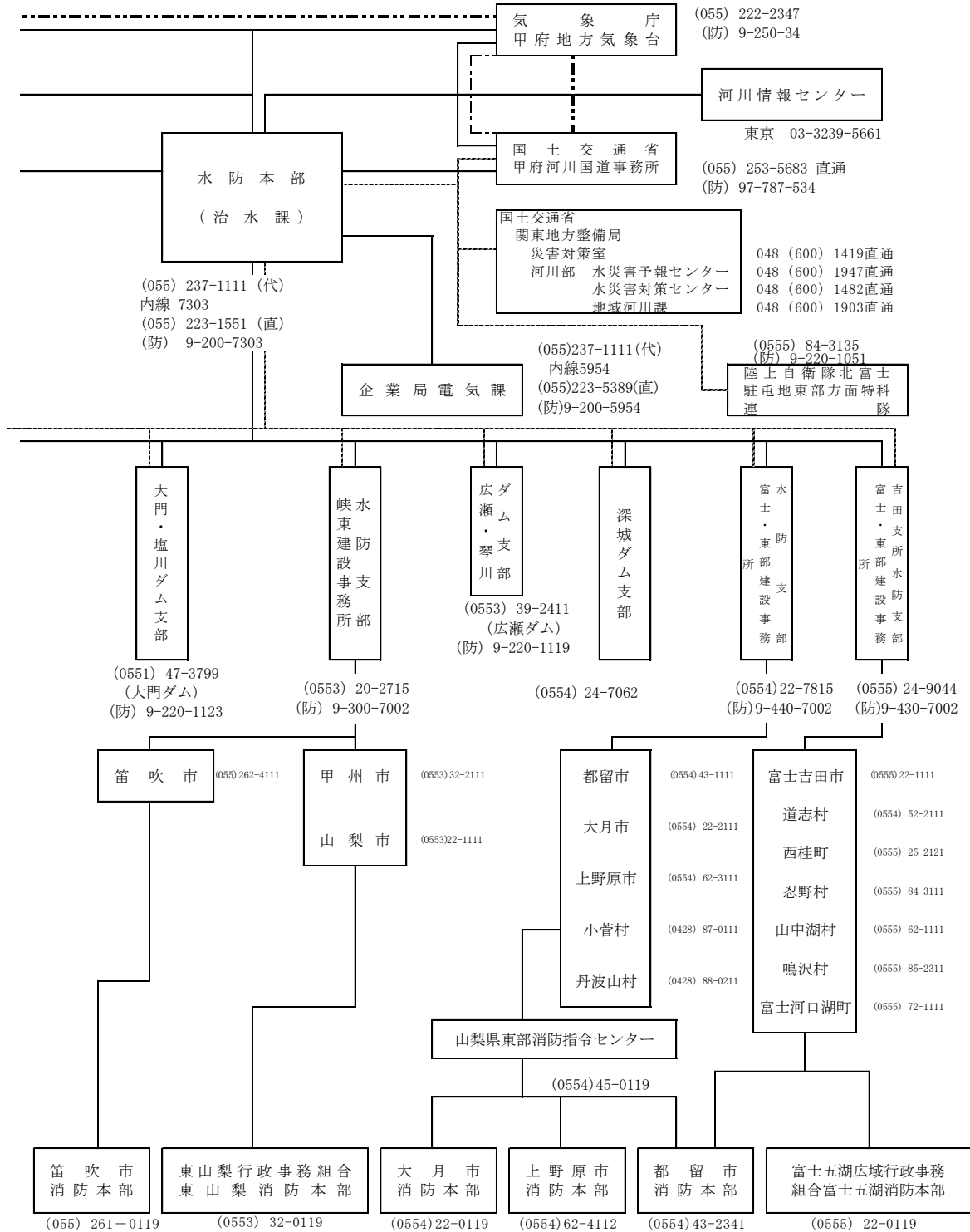


水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

通 信 網 図



防災行政無線番号一覧表（市町村）

中北建設事務所			峡南建設事務所身延支所		
甲府市	地	9-220-1-008	身延町	地	9-220-1-025
	衛	9-200-916-201		衛	9-200-916-363
中央市	地	9-220-1-020	早川町	地	9-220-1-024
	衛	9-200-916-385		衛	9-200-916-364
甲斐市	地	9-220-1-016	南部町	地	9-220-1-026
	衛	9-200-916-381		衛	9-200-916-367
南アルプス市	地	9-220-1-014	峡南消防	地	9-220-1-042
	衛	9-200-916-390		衛	9-200-916-346
昭和町	地	9-220-1-027	富士・東部建設事務所		
	衛	9-200-916-384	大月市	地	9-220-1-012
甲府消防	地	9-220-1-036		衛	916-206
	南アルプス市消防	地	9-220-1-045	上野原市	地
衛		9-200-916-394	衛		916-441
中北建設事務所峡北支所			都留市	地	9-220-1-010
韮崎市	地	9-220-1-013		衛	916-204
	衛	916-207	富士五湖消防	地	9-220-1-038
北杜市	地	9-220-1-015		衛	916-433
	峡北消防	地	9-220-1-040	富士・東部建設事務所吉田支所	
衛		916-415	富士吉田市	地	9-220-1-009
峡東建設事務所				富士五湖消防	衛
笛吹市	地	9-220-1-017	地		9-220-1-038
	衛	916-321	衛	916-433	
山梨市	地	9-220-1-011			
	衛	916-205			
甲州市	地	9-220-1-019			
	衛	916-203			
笛吹市消防	地	9-220-1-041			
	衛	916-330			
東山梨消防	地	9-220-1-043			
	衛	019-307			
峡南建設事務所					
市川三郷町	地	9-220-1-021			
	衛	916-343			
身延町	地	9-220-1-025			
	衛	916-363			
富士川町	地	9-220-1-022			
	衛	916-361			
峡南消防	地	9-220-1-042			
	衛	916-346			

水防管理団体 連絡先一覧

	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川		
					洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知	
1	甲府市	まちづくり部まち整備室 道路河川課	(水防管理団体)	055-237-5842	055-227-8067	○		○	○
		市長直轄組織 危機管理室防災企画課	(避難指示発令担当)	055-237-5331	055-237-9911				
2	山梨市	防災危機管理課	(水防管理団体)	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○		○
		防災危機管理課	(避難指示発令担当)	0553-22-1111	0553-23-2800				
3	韭崎市	総務課	(水防管理団体)	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	
		総務課	(避難指示発令担当)	0551-22-1111	0551-22-8479				
4	南アルプス市	道路整備課	(水防管理団体)	055-282-6368	055-282-6319	○	○		○
		消防課	(水防管理団体)	055-282-7214	055-282-6495				
5	北杜市	防災危機管理課	(避難指示発令担当)	055-282-6494	055-282-1112			○	
		建設部道路河川課	(水防管理団体)	0551-42-1323	0551-42-1122				
6	甲斐市	総務部消防防災課	(避難指示発令担当)	0551-42-1323	0551-42-1122			○	
		防災危機管理課	(水防管理団体)	055-278-1676	055-276-2047				
7	笛吹市	防災危機管理課	(水防管理団体)	055-278-1676	055-276-2047	○	○	○	○
		防災危機管理課	(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-276-2047				
8	甲州市	建設部 土木課	(水防管理団体)	055-261-3333	055-261-3335	○	○		○
		総務部 防災危機管理課 消防防災担当	(避難指示発令担当)	055-261-3361	055-262-4115				
9	中央市	総務課	(水防管理団体)	0553-32-5041	0553-32-1818	○			○
		行政・防災担当	(避難指示発令担当)	0553-32-5041	0553-32-1818				
10	市川三郷町	危機管理課	(水防管理団体)	055-274-8519	055-274-7130	○		○	○
		危機管理課	(避難指示発令担当)	055-274-8519	055-274-7130				
11	身延町	土木整備課 公共土木係	(水防管理団体)	055-272-6090	055-272-5601	○			○
		防災課 防災防犯係	(水防管理団体)	055-272-1175	055-272-2525				
12	南部町	防災課 防災防犯係	(避難指示発令担当)	055-272-1175	055-272-2525				
		建設課 公共土木担当	(水防管理団体)	0556-42-4808	0556-42-2127				
13	富士川町	交通防災課 交通防災担当	(避難指示発令担当)	0556-42-4809	0556-42-2127	○	○		
		建設課	(水防管理団体)	0556-66-3408	0556-66-2190				
14	昭和町	交通防災課	(避難指示発令担当)	0556-66-3417	同上	○			
		防災課	(水防管理団体)	0556-22-7218	0556-22-7218				
15	上野原市	企画財政課	(水防管理団体)	0556-22-7218	0556-22-7218	○			○
		企画財政課	(避難指示発令担当)	055-275-8412	055-275-5250				
16	大月市	建設課 管理担当	(水防管理団体)	055-275-8154	055-275-2109	○	○		
		危機管理室 危機管理担当	(避難指示発令担当)	0554-62-3123	0554-62-1086				
17	都留市	建設課	(水防管理団体)	0554-62-3145	0554-62-5333				○
		総務管理課	(避難指示発令担当)	0554-20-1839	0554-20-1533				
18	西桂町	建設課 危機管理担当	(水防管理団体)	0554-23-8008	0554-23-1216				○
		総務課 危機管理担当	(水防管理団体)	0554-46-0111	0554-43-5049				
19	富士吉田市	建設課 危機管理担当	(避難指示発令担当)	0554-46-0111	0554-43-5049				○
		建設水道課	(水防管理団体)	0555-25-2121	0555-20-2015				
20	忍野村	総務課	(避難指示発令担当)	0555-25-2121	0555-20-2015				○
		安全対策課	(水防管理団体)	0555-22-1111	0555-22-1030				
21	山中湖村	建設課	(避難指示発令担当)	0555-22-1111	0555-22-1030				○
		建設課	(水防管理団体)	0555-84-7793	0555-84-7805				
22	山中湖村	総務課	(避難指示発令担当)	0555-84-7791	0555-84-3717				○
		村土整備課 建設係	(水防管理団体)	0555-62-9975	0555-62-0827				
23	山中湖村	総務課 危機管理係	(避難指示発令担当)	0555-62-1111	0555-62-3088				○
		総務課 危機管理係	(避難指示発令担当)	0555-62-1111	0555-62-3088				

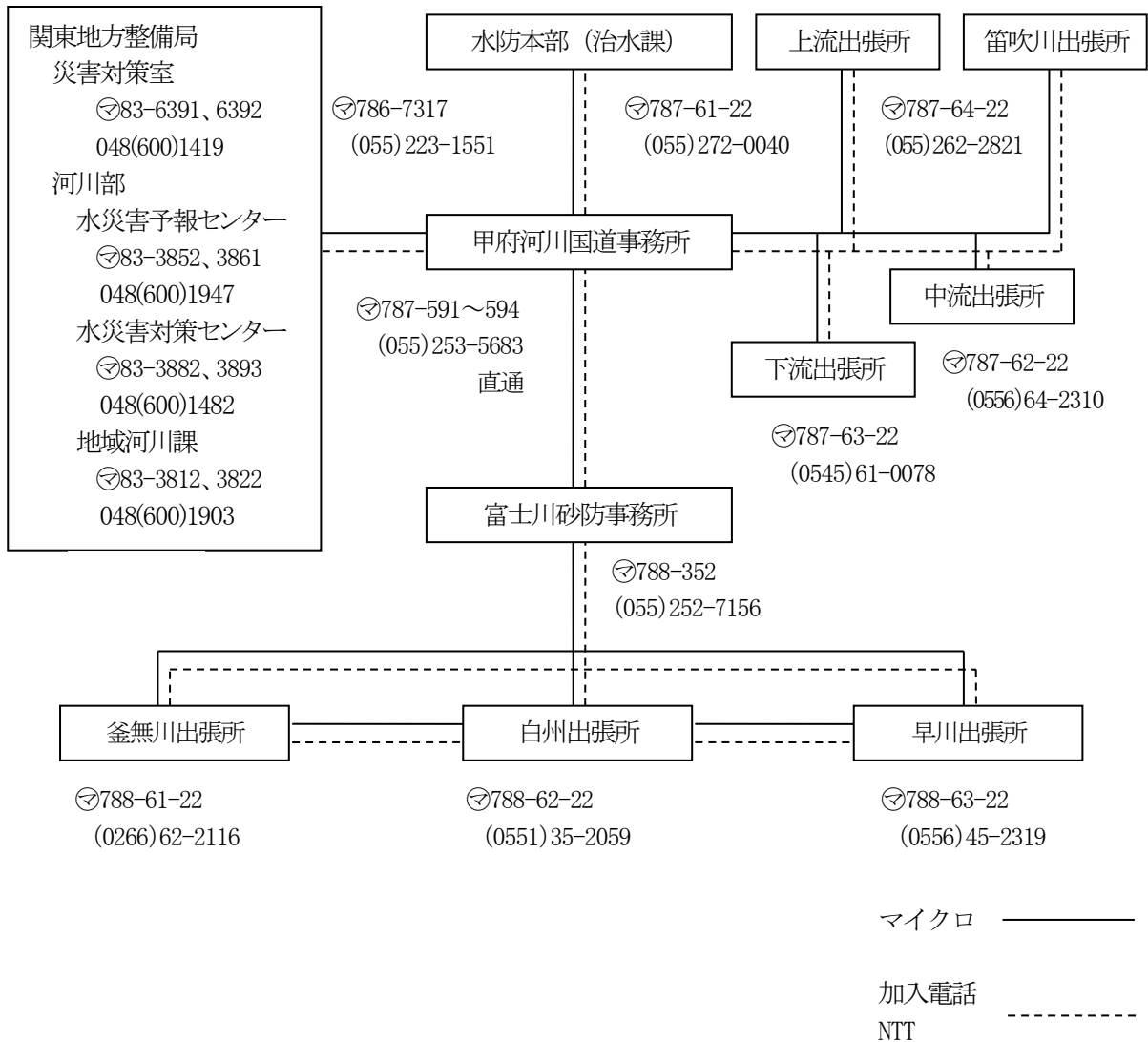
第3節 放送局通信施設の利用を必要とするもの

次の各項につき必要があると認めるときは、放送局に対し速やかに一般放送を行なうよう要請するものとする。

- ① 気象台が行う洪水予報、国土交通省と気象台とが共同して行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
- ② 県水防本部が緊急に水防管理団体に対して発する水防のための出動の指示
- ③ 県水防本部が地域住民に対し避難を開始すべき必要がある旨を告げる警報
- ④ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる発表

第4節 国土交通省機関の通信施設

国土交通省甲府河川国道事務所はみずから所轄する通信施設を水防通信に充てるものとする。その通信網は次表のとおりである。



第5節 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの電報及び緊急扱いの電報」の取り扱い

東日本電信電話株式会社の非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の取り扱いについては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、東日本電信電話株式会社電話サービス契約約款（平11.7.1）及び電報サービス契約約款（平11.7.1）等による。

約款の抜粋等は、**附表第25表**のとおりである。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び資器材

- 1 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。
- 2 指定水防管理団体は、重要水防箇所など、水防上必要な箇所に水防倉庫を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。それ以外の水防管理団体も、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。
なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

備蓄資器材基準表

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
8番鉄線	6,000m	つるはし	3丁	はしご	1丁	鎌	5丁
10番鉄線	5,000m	継 苙	50枚	バケツ	1個	照明灯 (携帯用)	5丁
12番鉄線	4,000m	蛇 籠	30本	掛 矢	3丁	鉋	5丁
ワイヤー	300m	丸 太	長 5.0m 30本 末口 30cm	一 輪 車	3台	鋸	5丁
空 俵 等	300俵	〃	〃 4.0m 30本 〃 10cm	麻 縄	200本	ペンチ	3丁
苙	300枚	〃	〃 5.5m 30本 〃 12cm	詰 石	若干	足 場 板	2枚
鋤 廉	10丁	〃	〃 2.0m 100本 〃 10cm	予 備 土	若干	照明器具	若干
スコップ	10丁	机、椅子	1式	かすがい	50本	ワイヤー カッター	2丁

- 3 水防管理者は、資器材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資器材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくように努めるものとする。
- 4 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は所轄建設事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、国土交通省河川事務所長及び所轄建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

- 5 県内の水防倉庫及び備蓄資器材は、**附表第26表**のとおりである。

第2節 輸送の確保

- 1 非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。
また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておくものとする。
 - (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 2 近距離輸送のため、輸送車の配備を計画しておくものとする。現在の配備状況は、**附表第27表**のとおりである。
- 3 県下の異常気象時における道路通行規制区間及び基準は**附表第28表**のとおりである。

第10章 水防活動

第1節 県の水防非常配備

1 水防非常配備

- (1) 県は、台風の接近や前線の停滞などにより洪水等のおそれがあると認められるときは、本庁に水防本部を、各建設事務所（支所）及び各ダム管理事務所に水防支部等を設置する。
- (2) 水防本部長、水防支部長及びダム支部長
 - ア 水防本部に水防本部長を置き、知事をもってあてる。
 - イ 水防支部に水防支部長を置き、各建設事務所（支所）長をもってあてる。
 - ウ ダム支部にダム支部長を置き、各ダム管理事務所長をもってあてる。
- (3) 水防非常配備の発令
 - ア 水防本部長は、第3項に定める表に基づき水防非常配備の発令を行う。
 - イ アの規定に関わらず、水防支部長が自らの管轄水防区域の状況を考慮して、緊急に必要なと認めるときは、独自の判断により水防非常配備の発令等を行うことができるものとする。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。
- (4) 水防本部長は、水防非常配備の発令を行ったときは、第8章第2節「連絡系統図」により関係団体へ連絡を行うものとする。水防非常配備の発令の解除を行ったときも同様とする。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、水防非常配備態勢の内容等については、第3項に定める表のとおりとする。

2 準備連絡態勢

- (1) 県は、水防非常配備の発令より前に、大雨洪水注意報または大雨洪水警報が発表されたときは、水防に関する準備連絡態勢をとるものとする。
- (2) 前号に定める水防に関する準備連絡態勢は、地域防災計画に基づく注意報等配備態勢を包含するものとし、その配備態勢等は次項に定める表のとおりとする。

3 水防に関する配備基準等

	配備区分	基準	内容	配備人員
準備運送態勢	注意報等配備	・大雨、洪水注意報が発表されたとき	・情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに職員の招集その他の活動ができる態勢 ・水防警報、洪水予報の発表 ・水位及び雨量情報等の通報	若干名 (地域防災計画に定められた基準による)
	警報等配備	・大雨、洪水警報が発表されたとき	・引き続き情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに水防配備態勢に移行できる態勢 ・水防警報、洪水予報の発表 ・水位及び雨量情報等の通報	若干名 (地域防災計画に定められた基準による)
水防本部(水防非常配備態勢)	第1水防配備	・水防団待機水位を超過して、今後も台風の接近や前線の停滞などにより降雨が続き、水位上昇が見込まれるとき ・その他、水防本部長が必要と認めるとき	・情報の収集及び連絡に加えて、適宜関係団体に必要な指示・助言ができる態勢 ・水防警報、洪水予報の発表 ・水位到達情報等の通知及び通報	指揮班 (所属人員の1/4程度)
	第2水防配備	・避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達するおそれがあるとき ・水防活動(応急復旧対策)を必要とする事態の発生が予想されるとき ・その他、水防本部長が必要と認めるとき	・水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が滞りなく遂行出来る態勢 ・水防警報、洪水予報の発表 ・水位到達情報等の通知及び通報	指揮班 (所属人員の1/3程度)※ローテーションによる24時間配備態勢
災害対策本部		・県内において洪水災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき	・完全な水防態勢	職員全員 ※ローテーションによる24時間配備態勢

(注意)

- ・事態に応じて、警報等配備態勢から直ちに第2水防配備態勢に切り替わる場合等がある。
- ・各所属はローテーションにより24時間態勢で配備が行えるよう、事前に配備計画を定めておくものとする。
- ・職員は常に気象状況の変化に注意し、水防非常配備の発令が予想されるときは、出動しなければならない。
- ・職員は水防非常配備の発令後は、できる限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
- ・配備出勤者は交代者との引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- ・交代者はあらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

第〇号指令

水防非常配備発令様式〈水防本部用〉

水防非常配備発令

1. 種類

2. 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

山梨県水防本部発表

3. 本文

4. 解説

第2節 水防管理団体の水防非常配備

1 水防管理団体の水防非常配備

水防非常配備を円滑に行うため、水防管理団体はあらかじめ必要な態勢を定めておくものとする。

2 水防団及び消防団の水防非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 ・水防警報（待機）が発令されたとき。 ・その他、水防管理者が必要と認めたとき。 	水防団及び消防団の連絡員を水防管理団体の本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ・水防警報（準備）が発令されたとき。 ・その他、水防管理者が必要と認めたとき。 	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 ・水防警報（出動）が発令されたとき。 ・その他、水防管理者が必要と認めたとき。 	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

3 報告

次の場合には、水防管理者は所轄建設事務所水防支部に報告し建設事務所水防支部長は水防本部に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達し又それ以外の場合に於いても水防団及び消防機関が出動したとき。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第3節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章協力応援に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、**附表第3表-2**及び**附表第4表-2**に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設

事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章8節「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、**附表第29表**のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第7節 避難のための立退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所長に速やかに報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- 3 水防管理者は、当該区域を所管する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
- 4 立退きの実施計画については附表第30表のとおりである。

第8節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

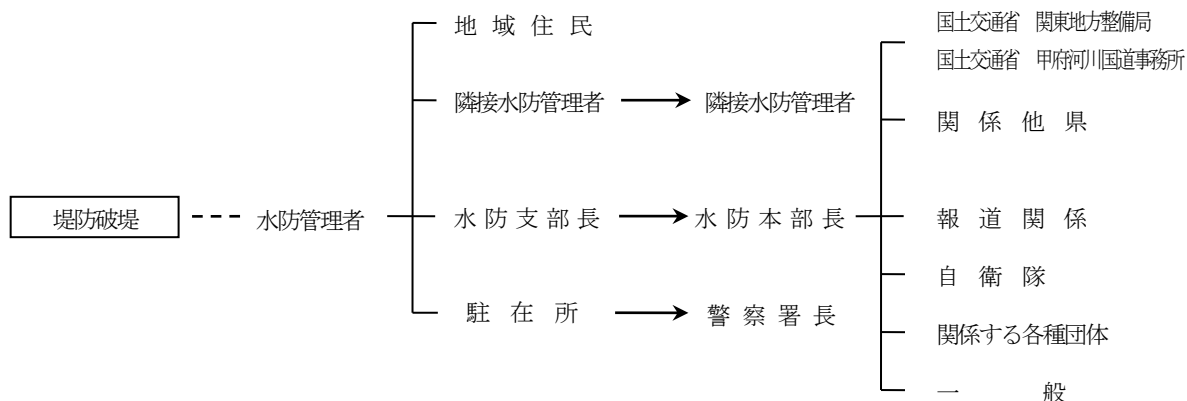
2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、下記のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

連絡系統図



第9節 水防非常配備の解除

1 県の水防非常配備の解除

水防本部長は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに水防非常配備を解除するものとする。

2 水防管理団体の水防非常配備の解除

(1) 水防管理団体の水防非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、水防非常配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

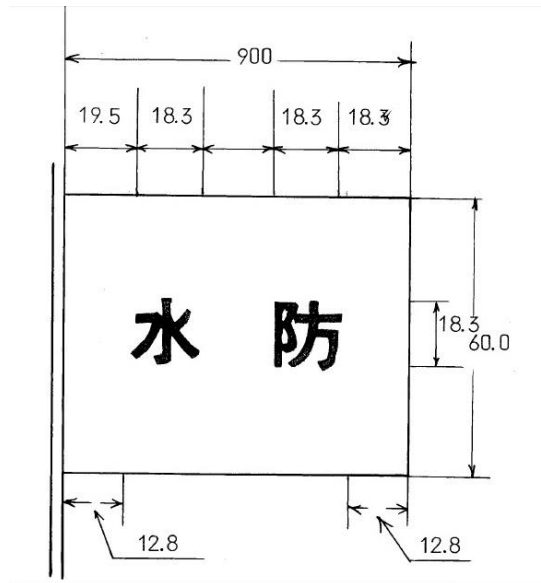
知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大の恐れあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○－休止 ○－休止 ○－
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○－休止 ○－休止 ○－
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○－休止 ○－休止 ○
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○－休止 ○－

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

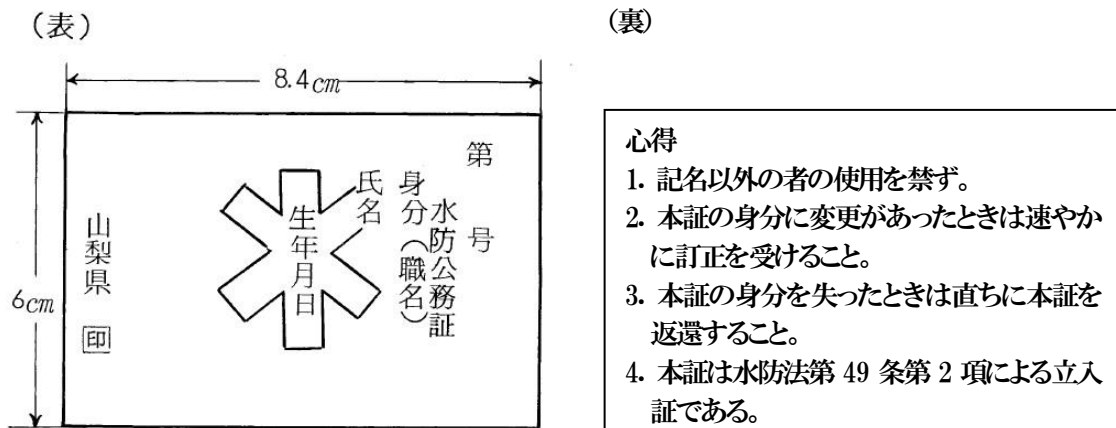
- (1) 知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。
- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。



第3節 身分証票

1 県の職員身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する県の職員身分証票は次のとおりとする。



(註) 水の色はうすい水色

2 水防管理団体の職員身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第12章 協力応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

1 河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、山梨県水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、へり巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 河川管理者山梨県知事は、各水防管理団体との協議に基づいて自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防活動に協力する。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、へり巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 隣接県との協力及び相互協定

- 1 静岡県との協定（附表第31表-1）
- 2 神奈川県との協定（附表第31表-2）

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、山梨県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第6節 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

(1) 減災対策協議会

県は、減災対策協議会において、国土交通省河川事務所や地方气象台、水防管理団体などの関係機関と共に、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

(2) 情報共有

県は、河川の水位状況については国土交通省甲府河川国道事務所と、気象状況については甲府地方气象台と共に、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7節 企業（地元建設業等）との連携

県は、出水時の水防活動に際し、災害時の応急対策業務に関して一般社団法人山梨県建設業協会と協定を締結している。

協定書については、[附表第32表](#)のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。


- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証明書


公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第12章 第7節に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証	
〇〇水防団	〇〇部長
氏名 〇〇 〇〇〇	
上記のものに 〇〇〇〇 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
水防管理者 氏名 〇〇 〇〇〇 	

3 公用負担命令

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書		
第 号		
種類	員数	
使用	収用	処分
令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	水防管理者	名
	事務取扱者	名 
〇〇 〇〇〇 殿		

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 3 節 災害補償

1 公務災害補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市町組合又は、市町にあっては条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第 6 条の 2）

第14章 水防報告

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するように努めるものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告書様式1および2により、所轄建設事務所長を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

水防活動報告書様式1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計						
	人	人	人	人						
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式 2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

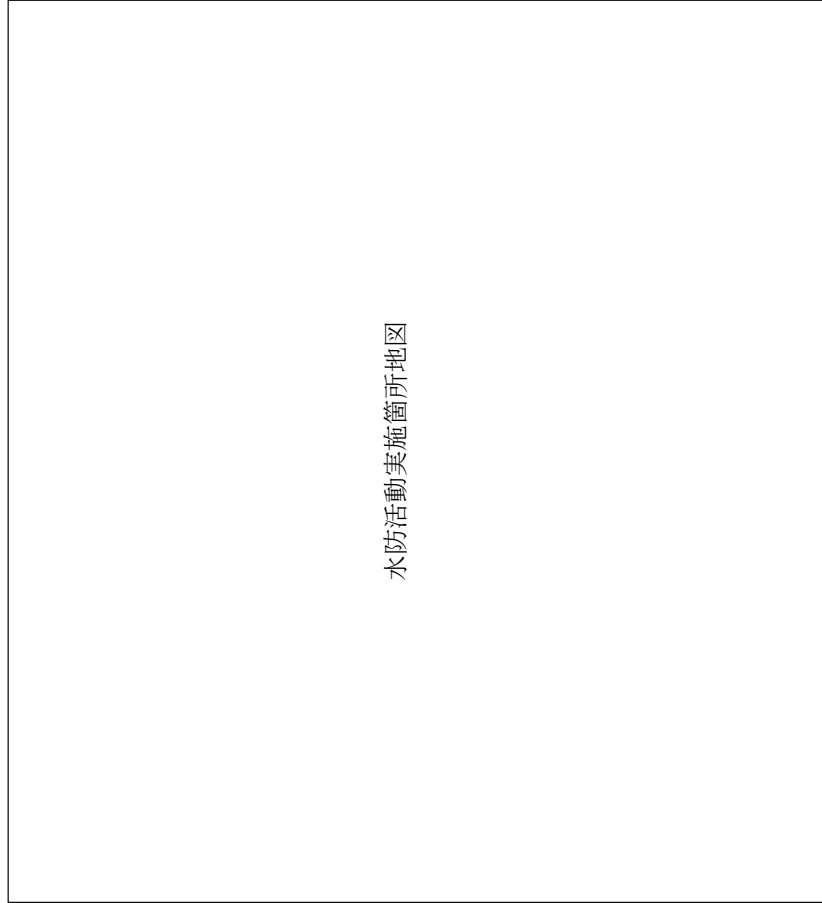
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(〇袋) ・避難誘導(〇世帯) ・排水作業(〇件)

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇川右岸月の輪工法

〇〇地区の浸水状況



第15章 水防訓練

第1節 県の水防訓練

県は、県内の水防管理団体と合同で水防訓練を出水期前に行なうものとする。

第2節 指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章

浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び、洪水予報河川、水位周知河川の指定区間を除く、住宅等の防護対象のある県管理河川（以下、その他の河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水予報河川、水位周知河川及びその他の河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況については、以下のとおりである。

・国指定河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	富士川	平成29年3月21日	http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/
富士川	笛吹川		
富士川	御勅使川		
富士川	早川		
富士川	塩川		
富士川	日川		
富士川	重川		

・県指定河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	荒川	平成29年7月31日	http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashi/web/ https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html
富士川	塩川		
富士川	相川		
富士川	濁川		
富士川	平等川		
富士川	滝戸川		
富士川	境川		
富士川	坪川		
富士川	滝沢川		
富士川	芦川		
富士川	釜無川	令和元年6月24日	
富士川	御勅使川		
富士川	重川		
富士川	日川		
富士川	鎌田川	令和3年3月25日	
富士川	貢川		
富士川	戸川		
相模川	桂川	令和4年9月1日	
相模川	宮川		
相模川	新名庄川	令和5年3月23日	

・その他の河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	荒川	令和5年3月23日	https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html
富士川	帯那川		
富士川	亀沢川		
富士川	相川		
富士川	洞川		
富士川	白沢川		
富士川	西沢川		
富士川	東沢川		
富士川	湯川		
富士川	小湯川		
富士川	四分川		
富士川	七覚川		
富士川	滝戸川		
富士川	舟井川		
富士川	宮沢川		
富士川	七覚西川		
富士川	関沢川		
富士川	沢端川		
富士川	田園川		

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	山の神川	令和5年3月23日	
富士川	古宿川		
富士川	稲川		
富士川	西川		
富士川	心経寺川		
富士川	不動河原川		
富士川	草里川		
富士川	間門川		
富士川	芋沢川		
富士川	大堀川		
富士川	蟹沢川		
富士川	蛭沢川		
富士川	五割川		
富士川	十郎川		
富士川	大円川		
富士川	大山沢川		
富士川	高倉川		
富士川	藤川		
富士川	渋川		
富士川	滝沢川		
富士川	坪川		
富士川	深沢川		
富士川	御手洗川		
富士川	菖蒲沢川		
富士川	下沢川		
富士川	塩沢川		
富士川	高室川		
富士川	芦沢川		
富士川	入増川		
富士川	堰尻川		
富士川	福王路川		
富士川	漆川		
富士川	堰野川		
富士川	北川		
富士川	北沢川		
富士川	秋山川		
富士川	塩沢川		
富士川	大石沢川		
富士川	長沢川		
富士川	五明川		
富士川	狐川		
富士川	狐東川		
富士川	御勅使川		
富士川	割羽沢川		

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	大門沢川	令和5年3月23日	
富士川	塩沢川		
富士川	駒沢川		
富士川	御庵沢川		
富士川	金山沢川		
富士川	神明川		
富士川	高砂川		
富士川	防沢川		
富士川	東川		
富士川	六反川		
富士川	流川		
富士川	常永川		
富士川	沼川		
富士川	山王川		
富士川	渋川		
富士川	神明川		
富士川	横川		
富士川	清水川		
富士川	西川		
富士川	八糸川		
富士川	油川		
富士川	塩川		
富士川	黒沢川		
富士川	鰻沢川		
富士川	権現沢川		
富士川	正楽寺川		
富士川	南沢川		
富士川	杳川		
富士川	五反田川		
富士川	栃沢川		
富士川	大林寺川		
富士川	湯沢川		
富士川	下湯沢川		
富士川	小森川		
富士川	大沢川		
富士川	本谷川		
富士川	須玉川		
富士川	波竜川		
富士川	大門川		
富士川	中ツ沢川		
富士川	久保川		
富士川	小深沢川		
富士川	日川		
富士川	御手洗川		

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表HPアドレス
富士川	山宮川	令和5年3月23日	
富士川	田垂川		
富士川	百田川		
富士川	大石川		
富士川	田草川		
富士川	矢沢川		
富士川	南川		
富士川	坂下川		
富士川	笹子沢川		
富士川	大蔵沢川		
富士川	白沢川		
富士川	笛吹川		
富士川	鼓川		
富士川	赤芝川		
富士川	琴川		
富士川	徳和川		
富士川	細入川		
富士川	観音沢川		
富士川	馬場川		
富士川	清水川		
富士川	金川		
富士川	稲荷川		
富士川	後藤沢川		
富士川	相沢川		
富士川	神座山川		
富士川	戸倉川		
富士川	達沢川		
富士川	唐沢川		
富士川	屋敷入川		
富士川	小川沢川		
富士川	下田川		

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及びその他の河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - ①要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

②大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村に報告するとともに、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、本章第2節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。（法第32条の3）

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第18章 水防管理団体の水防計画

第1節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

第2節 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

第4節 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。